

# 「ぶんきょうチームでまるごと支援（重層的支援体制整備事業）」における 個人情報の取り扱いについて

「ぶんきょうチームでまるごと支援（重層的支援体制整備事業）」では、ご相談者の支援を始めるにあたり、個人情報を適切に保護しながら利用するため、「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」を始めとする関係法令に基づき業務を行います。

## 1 個人情報の取扱内容等

### （1）個人情報の利用目的

- ① 「つながる相談窓口（包括的相談支援事業）」での相談支援を円滑に行うため、利用します。
- ② 相談内容に必要な支援を検討する「まるごと支援会議（重層的支援会議）」において、参加する関係機関（※）との連携・調整等を行うため、利用します。  
（※）主な関係機関は、別表1のとおり（以下の説明において、同じ。）
- ③ 「まるごと支援会議（重層的支援会議）」において支援プランを策定するとともに、その後、支援内容について評価・検証するため、利用します。

### （2）個人情報の取得と利用（目的外利用及び目的外提供による利用）

ご相談者が次の事務事業を利用している場合、上記「(1) 利用目的」のため、「ぶんきょうチームでまるごと支援（重層的支援体制整備事業）」の担当者が、ご相談者の個人情報を関係機関から取得し、支援にあたり利用します。

- ① 文京区が実施する事務事業（別表2のとおり）
- ② 文京区教育委員会が実施する事務事業（別表3のとおり）
- ③ 上記①②以外の機関が実施する事務事業

### （3）取り扱う個人情報の内容

- ・ 氏名、性別、年齢、住所、電話番号、家族関係等個人の属性に関わる基本的情報
- ・ 健康状態、疾病、障害、介護等健康に関する情報
- ・ 就労・通学・通所状況に関する情報
- ・ 収入、資産、債務等経済的状況
- ・ 福祉制度利用状況
- ・ その他、生活歴や過去の経験、抱えている課題等、相談業務において知り得た情報

### （4）第三者への提供

原則として、ご相談者（または代理人）の同意を得た上、上記「(1) 利用目的」のほかにも、ご相談者の個人情報を関係機関に対して提供することがあります。

重層的支援体制整備事業の利用目的の達成に必要な範囲内とは、次の通りです。

- ・ 関係機関が実施するサービスや支援を受けるとき

- ・支援プランの終了後、関係機関との連携を継続するとき
- ・病気・けが等の際、医療機関につなぐ必要があるとき

## 2 個人情報利用の流れ

- ① 「ぶんきょうチームでまるごと支援（重層的支援体制整備事業）」の担当（福祉政策課）が、各関係機関におけるご相談者の個人情報について取得します。
- ② 多機関協働事業における「まるごと支援会議（重層的支援会議）」を始めるため、参加する関係機関にご相談者の個人情報を共有します。また、ご相談者への支援が終了するまで、担当（福祉政策課）が個人情報を管理します。
- ③ 「まるごと支援会議（重層的支援会議）」で策定する支援プランにおいて、「寄り添い支援（アウトリーチ等を通じた継続的支援事業）」や、「つながり作り支援（参加支援事業）」が必要と判断した場合、担当（福祉政策課）から、その支援を行う関係機関に、ご相談者の個人情報を提供します。
- ④ 「寄り添い支援（アウトリーチ等を通じた継続的支援事業）」や、「つながり作り支援（参加支援事業）」の担当者が作成する具体的な支援プランについて、「まるごと支援会議（重層的支援会議）」に参加する関係機関で共有します。

### まるごと支援会議申込み欄

文京区 宛

これから私の相談内容について必要となる関係機関と情報共有し、相談支援の検討・実施にあたり、保管・集約することに同意します。

「ぶんきょうチームでまるごと支援（重層的支援体制整備事業）」における個人情報の取り扱いについて」の説明を受け、「1 個人情報の取り扱いの内容等」の「個人情報の取得と利用について」に記載されている内容について、同意します。

西暦 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_ 署名 \_\_\_\_\_

分野	関係機関名
高齢・介護	文京区高齢福祉課
高齢・介護	文京区介護保険課
高齢・介護	文京区高齢者あんしん相談センター
高齢・介護	介護支援事業者
障害	文京区障害福祉課
障害	文京区障害者基幹相談支援センター
障害	文京区生活あんしん拠点
障害	文京区障害者就労支援センター
障害	地域活動支援センター
障害	障害者支援事業者
生活困窮	文京区生活福祉課
生活困窮	文京区自立相談支援事業窓口
子ども	文京区立・私立 保育園
子ども	文京区こども家庭支援センター
子ども	文京区こども家庭センター
子ども	文京区児童相談所
子ども	子育て支援事業者
保健・医療	文京区保健サービスセンター（文京保健所）
保健・医療	文京区予防対策課（文京保健所）
保健・医療	医療関係機関
教育	文京区教育センター（文京区教育委員会）
教育	文京区立・私立・国立 幼稚園・小学校・中学校
教育	私立・国立 高等学校・大学
その他	文京区社会福祉協議会
その他	民生・児童委員等の地域支援者
その他	NPO 法人
その他	ボランティア団体
その他	警察・消防

※上記以外の機関が関与する場合があります。

別表 2

関連課	事務の名称
総務課	男女平等センター相談業務
区民課	町会・自治会及び連合会活動助成業務
戸籍住民課	住民基本台帳業務
福祉政策課	民生委員・児童委員関係業務
福祉政策課	高齢者等事務管理業務
福祉政策課	成年後見制度利用助成事業業務
高齢福祉課	高齢者相談・援護
高齢福祉課	高齢者の権利擁護・虐待対応
高齢福祉課	地域包括支援センター運営
高齢福祉課	高齢者見守り相談窓口事業
障害福祉課	身体障害者福祉法に基づく援護業務
障害福祉課	知的障害者福祉法に基づく援護業務
障害福祉課	障害者総合支援法・児童福祉法に基づく支援業務
障害福祉課	障害者虐待防止センター業務
障害福祉課	医療的ケア児関連業務
生活福祉課	生活保護業務
生活福祉課	ひとり親家庭等福祉業務
生活福祉課	文京区学習支援事業
生活福祉課	生活困窮者自立支援相談事業
生活福祉課	文京区版ひきこもり総合対策
介護保険課	介護保険業務
こども家庭支援センター	総合相談事業
こども家庭支援センター	要保護児童対策地域協議会関係業務
児童相談課	一時保護業務
児童相談課	児童相談業務
保健サービスセンター	相談業務
予防対策課	精神保健福祉対策

**別表 3**

関連課	登録業務名
教育センター	総合相談事業
教育センター	児童発達支援センター運営業務